マールブルグ病	一件につき	二、七五〇円
ラッサ熱	一件につき	二、七五〇円
新型インフルエンザ等感染症	一件につき	三、四五〇円
チクングニア熱	一件につき	二、三五〇円
デング熱	一件につき	二、三五〇円
鳥インフルエンザ（H五N一）	一件につき	三、四五〇円
マラリア	一件につき	二、〇五〇円

別表第二の二病原体の有無に関する検査の項を次のように改める。

病原体の有無に関する検査	急性灰白髄炎	一件につき　二、三五〇円
	細菌性赤痢	一件につき　二、九〇〇円
	ジフテリア	一件につき　三、一〇〇円
	腸チフス	一件につき　二、九〇〇円
	パラチフス	一件につき　二、九〇〇円
	腸管出血性大腸菌感染症	一件につき　二、九〇〇円
	アメーバ赤痢	一件につき　一、五〇〇円
	ウエストナイル熱	一件につき　二、三五〇円
	A型肝炎	一件につき　三、〇五〇円
	黄熱	一件につき　二、三五〇円
	後天性免疫不全症候群	一件につき　二、八五〇円
	ジアルジア症	一件につき　一、五〇〇円
	腎症候性出血熱	一件につき　二、三五〇円
	日本脳炎	一件につき　二、三五〇円
	破傷風	一件につき　三、一〇〇円
	ハンタウイルス肺症候群	一件につき　二、三五〇円
	麻しん	一件につき　二、三五〇円

附　則

この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条の次に一条を加える改正規定及び同令第十五条の改正規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○文部科学省令第一号

独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十六条の規定に基づき、独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十四日

文部科学大臣　高木　義明

独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「十年間」を「十年三月間」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政分析担当」の項中7から9までを削り、10及び11をそれぞれ一つずつ繰り上げ、6の次に次のように加える。

7　地域活性化交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十二年十二月二十一日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第一号

平成二十四年歌会始のお題は、次のように定められた。

岸

平成二十三年一月十四日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年一月十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三八四一	二二、一、一七	大石　一良
三八四二	二二、一、一七	折田　武尚
三八四三	二二、一、一七	大森志寿夫
三八四四	二二、一、一七	長井　哲朗

○法務省告示第十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年一月十四日

法務大臣　仙谷　由人

住所　東京都品川区南大井5丁目9番8号
梁欣宇　平成5年3月31日生

住所　大分県中津市永添2776番地2
金晴輝　昭和62年4月23日生

住所　奈良市押熊町1323番地2
李明淑　昭和52年5月18日生

住所　京都府舞鶴市田中町26番地14
金勉　昭和31年3月9日生

橋本直子　昭和30年10月4日生
金裕貴　昭和56年11月20日生
金真也　昭和59年9月12日生

住所　大阪府東大阪市瓜生堂1丁目4番3―102号
金有史　昭和58年6月28日生

住所　京都市左京区北白川東瀬ノ内町6番地
于紹政　昭和21年6月24日生
于林美代子　昭和23年4月23日生

住所　京都市伏見区羽束師菱川町555番地67
崔春代　昭和34年7月28日生